

タイにおける
青少年保護のためのインターネット規制と運用

2013年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査企画課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5544
FAX：03-3582-5309
Email:ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

© JETRO 2013

本報告書の無断転載を禁ずる。

目次

はじめに	4
インターネット上での青少年保護に関する法律.....	5
インターネットの運用と規制に関する基本法令.....	5
インターネットに関する管理や規制を行っている機関.....	7

はじめに

タイのインターネットサービスの普及率は2010年で21.2%とまだ低いですが、都市部を中心としてその利用者は確実に増加してきている。家庭やオフィス向けのインターネット接続サービスの他に、主要な商業施設やオフィスビルではWi-Fiサービスが利用可能なことと、スマートフォンの一般ユーザーへの普及の増大(2010年でのスマートフォン利用率約20%)によって携帯電話サービス経由でのインターネット接続の利用が増加している。

(総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/thailand/pdf/066.pdf>)

(BSAウェブサイト

http://portal.bsa.org/cloudscorecard2012/assets/pdfs/country_reports/Country_Report_Thailand.pdf)

インターネットの利用者が増加している中、タイ政府はインターネット内の情報の検閲や利用制限などの規制を強めている。

情報技術・通信省 (MICT, Ministry of Information and Communication Technology) は2004年からインターネット上のウェブサイトの検閲を行っており、ポルノ、薬物の使用、ギャンブル、王室批判などを含むウェブサイトへのタイ国内からのアクセスをブロックしている。さらに、この検閲を回避する方法を記述したウェブサイトもタイ国内からアクセス出来ないようにブロックしている。MICTのウェブサイトには、不適切なウェブサイトをブロックする旨の記載があり、Eメールか電話にて不適切なサイトの情報を受け付けている。2012年現在、MICTによってブロックされたウェブサイトの総数は75,000ページ以上とみられている (UNHCRウェブサイトのレポート [Freedom House http://www.unhcr.org/refworld/publisher,FREEHOU,,THA,5062e8971e,0.html](http://www.unhcr.org/refworld/publisher,FREEHOU,,THA,5062e8971e,0.html))

しかし、この検閲と不適切なウェブサイトへのブロックの根拠となる、それらを定義した法律はなく、現在のところタイ政府はこのウェブサイトへのブロックに関しての根拠や具体的な理由を明らかにしていない。

インターネット上でタイの王室批判を行った場合は、他のメディアで王室批判を行った場合と同じく、刑法第112条により不敬罪として罰せられる。これには外国人も例外ではなく、近年インターネット上で王室批判を行い不敬罪によって罰せられる外国人が増えてきている。

2011年には、タイ生まれの54歳の米国人男性である Lerpong Wichaikhammat氏が、本人のウェブサイトにタイ王朝を侮辱した記事を記載し、タイにて禁書となっている書籍のリンクを張った、として不敬罪で逮捕された。

インターネット上での青少年保護に関する法律

タイ王国にはインターネットにおける青少年保護を直接の目的とした法令はない。

児童ポルノに関しては、児童に対する性的行為の禁止を記述している法律（刑法第 279 条、15 歳未満が対象）により規制されており処罰の対象となるが、児童ポルノをインターネットや他メディアに掲載した場合などに関しての具体的な記述はない。この刑法第 279 条では児童ポルノの定義はされておらず、「15 歳未満の児童に対して性的な行為を行ってはならない」という記述がされているのみだが、この記述を根拠にインターネットへの児童ポルノの掲載や配布を罰している。また、児童ポルノだけでなく、ポルノ自体も厳しく規制されているため、上述の検閲により閲覧はブロックされ、掲載者は処罰の対象となる。ブロックされたウェブサイトを開覧しようとする、そのウェブサイトが表示されないという場合が多いが、以下のような MICT からのメッセージが表示される場合もある。

MICT のメッセージ画像



インターネットの運用と規制に関する基本法令

インターネットの運用と規制に関する基本法令は、Computer Crime Act BE 2550 (2007) “พระราชบัญญัติว่าด้วยการกระทำ ความผิดเกี่ยวกับ คอมพิวเตอร์ 2550” がある。

概要は以下の通りである。

- (1) 企業の従業員が企業のインフラを利用してコンピュータ犯罪を行った（又は加担し

た) 場合、その従業員の個人的な犯罪であったとしても、企業はその責任を負わなければならない。

(2) 全ての企業は、企業内コンピュータ及びそれに伴う通信機器から外部へ送受信される全ての通信記録を最低 90 日間保存しなければならない。(必要な記録は後述)

(3) 上記に違反した企業には、50 万バーツ以下の罰金が課される。

この法令は 2007 年に成立し、2008 年から施行されているが、現在のところこの法律の違反によって罰せられた例は無い (2012 年 8 月)。

この法律に定められた、必要な通信記録は以下のとおりである。
以下、企業内コンピュータ及び通信機器を「PC」と略称する。

【インターネット】

- (A) どの PC からどのような通信がどこへ送受信できるか
- (B) PC の利用稼働時間、通信時間記録
- (C) PC の利用者
- (D) インターネット接続グローバル IP アドレス
- (E) インターネット外部から企業ネットワークへ通信が送信された場合の送信元グローバル IP アドレス

【E メールサーバー】

自社専用メールサーバーを所有・利用している場合で、外部サービスを利用している場合は、この限りではない。

- (F) SMTP 通信ログ
- (G) Message ID
- (H) 送信元 E メールアドレス
- (I) 送信先 E メールアドレス
- (J) メールリレーステータス (完了、リターン、遅延)
- (K) サーバーからダウンロード (受信) するクライアントの IP アドレス
- (L) クライアントからサーバーへの接続日時
- (M) サーバーへアップロード (送信) するクライアントの IP アドレス
- (N) 上記 (K) (M) のクライアントのユーザー ID
- (O) POP3、IMAP のプロトコルログ

【FTP サーバー】

自社専用メールサーバーを所有・利用している場合で、外部サービスを利用している場合は、この限りではない。

- (P) 通信ログ
- (Q) クライアントからサーバーへの接続日時
- (R) クライアントの IP アドレス
- (S) クライアントのユーザーID
- (T) 対象ファイルのパス、ファイル名、その他データの場合のデータオブジェクト

【WEB サーバー】

自社専用メールサーバーを所有・利用している場合で、外部サービスを利用している場合は、この限りではない。

- (U) 通信ログ
- (V) クライアントからサーバーへの接続日時
- (W) クライアントの IP アドレス
- (X) 利用できるプロトコル
- (Y) URL

【メッセージング等通信ソフト】

- (Z) 通信ログ、PC 名
- (AA) サーバーへ接続する際のグローバル IP アドレス
- (BB) ホスト名

インターネットに関する管理や規制を行っている機関

(青少年を対象とした機関はない)

1) IT Crime Prevention and Suppression Bureau (สำนักงานป้องกันและปราบปรามการ
กระทำผิดทางเทคโนโลยีสารสนเทศ)

2002 年 10 月設立

IT に関する犯罪の予防と抑制を目的としている。

主管官庁：MICT

The Government Complex Commemorating His Majesty The King's 80th Birthday

Copyright © 2013 JETRO. All rights reserved.

Anniversary Floor 6 The Government Complex, Building B, Chaeng Watthana Rd, Laksi
Bangkok 10210 Thailand

Tel. 02-141-6955-57 or 02-141-6980

email: 1212@mict.mail.go.th

2) Office of the Consumer Protection Board (สำนักงานคณะกรรมการคุ้มครองผู้บริโภค)

1979 年設立

消費者保護を目的としている。E コマース関連の消費者保護案件も扱う。

主管官庁: The Secretariat Office of the Cabinet

The Government Complex Commemorating His Majesty The King's 80th Birthday

Anniversary 120 M.3 Floor 5 The Government Complex, Building B, Chang Watthana Rd,

Laksi

Bangkok 10210 Thailand

Hotline: 1166

E-mail: consumer@ocpb.go.th

Website: www.ocpb.go.th

3) E-Commerce Complaint Handling Center, Department of Business Development,

2005 年 11 月設立

E コマースに関する苦情に対応している。

主管官庁: Ministry of Commerce

Ministry of Commerce (ศูนย์จัดการข้อร้องเรียนด้านพาณิชย์อิเล็กทรอนิกส์)

44/100 Nonthaburi Rd 1 T. Bangkasor A. Maung, Nonthaburi

Tel: 0-2547-5959-61

Fax: 0-2547-5973

E-mail: ec-complaint@dbd.go.th

Website: www.dbd.go.th/complain

4) Foundation for Consumers (มูลนิธิเพื่อผู้บริโภค)

1996 年設立

消費者保護促進、消費者保護に関する教育、広報

独立機関

4/2 Soi Wattanayothin (Ratchavithree 7), T. Thanonphayathai, A. Ratchathevi, Bangkok

Tel: 02-438-3734-37

Fax: 02-248-3733

E-mail: webmaster@consumerthai.org

5) High-Tech Crime Center, Royal Thai Police Headquarters (ศูนย์ตรวจสอบสวนและวิเคราะห์
การกระทำผิดทางเทคโนโลยี)

2005 年設立

ICT に関する犯罪の抑圧、捜査、逮捕、解決、そして ICT ネットワーク侵入への予防

主管官庁：Royal Thai Police Headquarters

Royal Thai Police Headquarters Building 33, Floor 44, Rama 1 Rd., Pathumwan, Bangkok
10330

Tel: 0-2205-2627

Fax: 0-2205-1889

E-mail: htcc@police.go.th

6) Bureau of Hi-Tech Crime, Department of Special Investigation (สำนักงานคดีเทคโนโลยีและ
สารสนเทศ)

2002 年 10 月設立

IT、特にインターネットによる犯罪関連の予防、抑圧、捜査

主管官庁：Department of Special Investigation, Ministry of Justice

128 Chaengwattana Rd., T.Toongsonghong, A.Laksi, Bangkok 10210

Tel: 0-2831-9888

Fax: 0-2831-9888

www.dsi.go.th

7) Thai E-Commerce Association (สมาคมผู้ประกอบการทำพาณิชย์อิเล็กทรอนิกส์ไทย)

2005 年設立

E コマースに関するコンプライアンスの監視、情報共有、機関誌の発行、セミナー主催
構成メンバーは、個人と法人合せて 704 名

333/108, Floor 8, Building 2, Laksi Plaza, M. 4, Jaengwattana Rd., T.Taladbangkhen,
Laksi, Bangkok 10210

Tel: 02-576-1603 ext. 110

Fax: 02-576-1604

Email: info@thaiecommerce.org

www.thaiecommerce.org

8) Thai Web Master Association (สมาคมผู้ดูแลเว็บไทย)

1999 年 3 月設立

ウェブサイト運営に関するコンプライアンスの監視、情報共有、機関誌の発行、セミナー

主催

構成メンバーは、タイでの有名ポータルサイト（例：<http://www.sanook.com>等）や、外資の有名ウェブサイトの運営会社を含む26社と、個人名で参加している1,107名

1768, Thai-Summit Building, IT Floor, New Petchaburi Rd., T. Bangkapi,

A. Huaykwang, Bangkok10310

Tel/Fax: 02-251-3090

Email: support@webmaster.or.th

www.webmaster.or.th

9) Thai Internet Service Provider Association (สมาคมผู้ให้บริการอินเทอร์เน็ตไทย)

2006年9月設立

ISPが守るべきコンプライアンスの監視、情報共有、機関誌の発行、会議の招集

構成メンバーは、タイ国内の主要ISP（例：TRUE Internet社）を含む19社及び個人17名

Cyber World Tower A, 18th Floor. Ratchadapisek Rd., Huai Khwang, Huai

Khwang, Bangkok 10310

Tel. 02-263-8000 Ext. 2075

<http://www.tispa.or.th/>

アンケート返送先 FAX： 03-3582-5309

e-mail：ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 調査企画課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル： タイにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針

(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。

また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～